

# 家畜衛生とたち

令和2年3月発行  
北海道十勝家畜保健衛生所

サイトの URL : <http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/top.htm>

十勝家保

検索

## 豚熱(CSF)について

平成30年9月9日、岐阜県の養豚農場において、国内では平成4年以来26年ぶりとなるCSFの発生が確認されました。その後、令和2年2月26日までに岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県(8県)で57例の発生が確認されています。

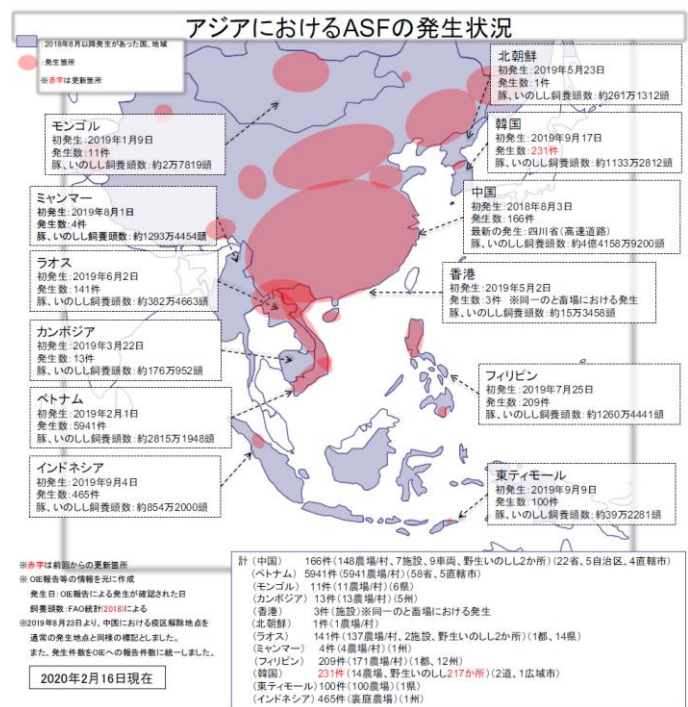
また、平成30年9月13日以降、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、埼玉県、群馬県、静岡県、山梨県、(12県)において、野生いのししでCSFの陽性事例が確認されています(令和2年2月26日時点)。なお、その他の都府県においても、野生いのししの検査を実施していますが、陽性事例は確認されていません。

## アフリカ豚熱(ASF)について

平成30年8月に中国においてASFが発生して以降、北朝鮮、韓国、モンゴル、東南アジアへ感染が拡大し、現在もなお本病の発生が続いています。

国内での発生はありませんが、動物検疫所の検査において、海外からの旅客が所有し、空港で輸入が認められなかった豚肉製品の一部から、2月21日現在、88例(内、新千歳空港11例)の遺伝子陽性事例が確認されています。そのうち2例で生きたウイルスが分離されており、本病の国内への侵入リスクは高い状況です。

本病は、ウイルスが豚やいのししに感染し、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死性の高い伝染病です。本病に有効なワクチンや治療法はなく、「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と、と殺が義務づけられています。



## ◆CSF 及び ASF に関する特定症状について◆

豚の所有者や獣医師が異常豚を確認した場合に、直ちに家畜保健衛生所に通報が必要な症状(特定症状:CSF 及び ASF を疑うべき症状)が農林水産省により定められました。次の症状がみられた場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報をお願いします。通報の際には立入検査を実施しますので、検査で陰性が確認されるまで、豚の移動や出荷等の自粛をお願いします。

**【特定症状】**

- 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある
- 同一畜房内(又は畜舎)において、次の①～⑦のいずれかの症状を示す豚が、概ね1週間程度の期間に増加している
  - ① 発熱(40℃以上)、元気消失、食欲減退
  - ② 便秘、下痢
  - ③ 結膜炎(目やに)
  - ④ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
  - ⑤ 削瘦、被毛粗剛、発育不良
  - ⑥ 流死産等の異常産の発生
  - ⑦ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 同一畜房内(又は畜舎)において、複数の豚が突然死亡することが、概ね1週間程度の期間に増加している
- 血液検査で、複数の豚に白血球数の減少(1万個未満/ $\mu$ l)又は好中球の核の左方移動が確認される

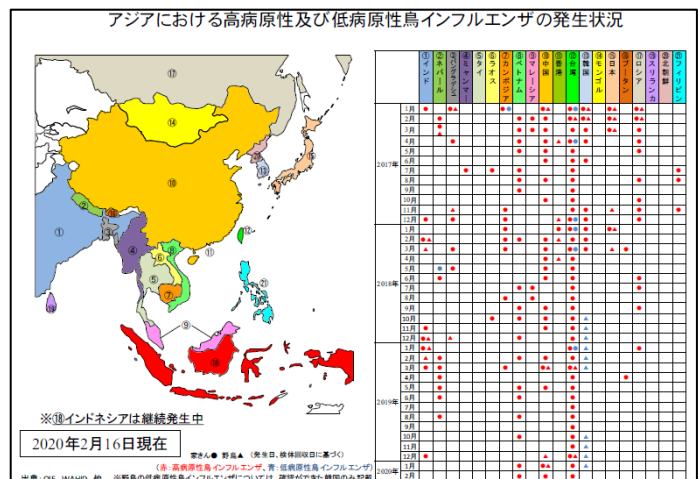
**◆CSF 及び ASF の疾病の侵入を防ぐため、次を徹底しましょう◆**

- 肉及び肉製品を含む(又は含む可能性のある)食品循環資源を給与する場合は適切に加熱(70℃30分以上又は80℃3分以上)
- 豚舎専用の衣服・長靴の着用
- 入退場時の人・車両消毒の徹底
- 飼養豚の看視の強化と早期発見・通報 **(特定症状)**
- 畜舎内への野生動物の侵入防止の徹底

**高(低)病原性鳥インフルエンザについて**

国内では、家きんでは平成30年2月以降、本病の発生はありませんが、令和元年11月以降、栃木県、奈良県、島根県、愛媛県で野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N3及びH5N2、H7N7亜型)が検出されています。

近隣諸国では、中国や東南アジアで令和2年以降も家きんや野鳥において高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されており、また、韓国では野鳥から低病原性鳥インフルエンザが多



数検出されています。渡り鳥の飛来時期である 10 月～5 月は、本病の発生が特に危惧されますので、関係者の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理基準の遵守の継続と、万が一、異常家きんを発見した場合には早期通報をお願いします。

**監視伝染病発生状況(平成 31 年1月～令和元年 12 月)**

〈法定伝染病〉

病名	畜種	北海道		十勝		
		戸数	頭数	戸数	頭数	発生市町村
ヨ一ネ病	牛	169	945	68	305	音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、帯広市
ヨ一ネ病	めん羊	1	2	1	2	池田町

〈届出伝染病〉

病名	畜種	北海道		十勝		
		戸数	頭数 /群数	戸数 (と畜場)	頭数 (と畜場)	発生市町村
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	78	200	22	81	音更町、士幌町、上士幌町、新得町、清水町、大樹町、幕別町、本別町、陸別町、浦幌町、
牛ウイルス性下痢・粘膜病(疑症)	牛	4	25	2	6	大樹町、広尾町
牛伝染性鼻気管炎	牛	4	16	3	12	士幌町、大樹町、池田町
牛白血病	牛	300	733	41 (2)	177 (120)	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、池田町、足寄町、陸別町、浦幌町、帯広市
破傷風	牛	5	7	1	1	本別町
破傷風	馬	1	1			
気腫疽(疑症)	牛	1	1			
サルモネラ症	牛	35	117	10	33	士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、幕別町、豊頃町
牛カンピロバクター症	牛	1	1			
馬鼻肺炎	馬	16	21			
豚丹毒	豚	7	93	1(1)	8(8)	帯広市
豚流行性下痢	豚	1	129			
パロア病	蜜蜂	25	684			
チョーク病	蜜蜂	32	342			

※( )内はと畜場発生数、数は内数

## 防疫演習について

11月22日、「令和元年度 十勝管内市町村別 口蹄疫等防疫訓練」の一環として、幕別町で防疫演習を開催しました。

役場、農協等の計21名が出席し、口蹄疫の防疫措置の基本事項を再確認しました。また、地図を用いて、発生を想定した制限区域の設定、車両消毒ポイントの検討及び制限区域内の農場の検査体制等に係る机上訓練を行い、自衛防疫組合の体制を再確認しました。



なお、市町村別防疫演習の近年の実施状況は下表のとおりです。防疫演習開催のご希望がありましたら、当所までご連絡ください。

年 度	市町村名	疾 病 区 分	内 容
H28	本別町	口蹄疫	農場内及び消毒ポイントの作業動線等に係る机上訓練
	音更町	高(低)病原性 鳥インフルエンザ 及び口蹄疫	実地演習 (埋却作業、防疫衣の着脱等)
	鹿追町		農場内の作業動線の設定、消毒ポイント及び集合施設の運営等に係る机上訓練
H29	浦幌町	口蹄疫	消毒ポイント、集合施設、制限区域の設定及び検査体制の検討等に係る机上訓練
H30	新得町 本別町		
R1	幕別町	口蹄疫	消毒ポイント、集合施設、制限区域の設定及び検査体制の検討等に係る机上訓練

## 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査成績(令和元年度)

検査内容	市町村数	検査戸数	検査頭羽数	結果
乳用牛のヨーネ病 (種雄牛含む)	帯広市、音更町、士幌町、鹿追町 清水町、更別村、大樹町、幕別町 本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	267	24,427	5戸7頭 患畜発生
肉用牛のヨーネ病 (種雄牛含む)	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿 追町、新得町、清水町、芽室町、幕別 町、池田町、足寄町	69	1,980	3戸4頭 患畜発生
家きんサルモネラ感染症 (ひな白痢)	新得町、清水町	5	260	全羽陰性
蜜蜂の腐蛆病	帯広市、音更町、上士幌町、鹿追町、新 得町、清水町、芽室町、中札内村、更別 村、大樹町、豊頃町、陸別町	27	755	全群陰性
高病原性及び低病原性 鳥インフルエンザ	鹿追町、新得町、中札内村	3	30	全羽陰性

## ブルセラ病、結核病の全国的サーベイランス成績(令和元年度)

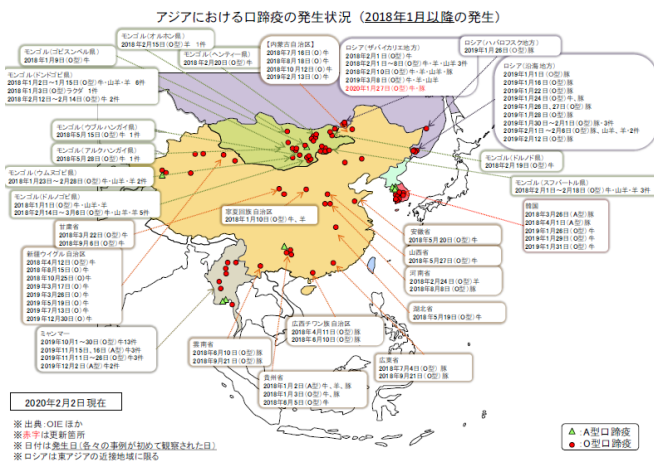
乳用牛及び肉用牛について、11 町村で計 31 戸 686 頭を実施し、全頭陰性でした。

☆検査の円滑な運営にご協力いただいた関係者の皆様、ありがとうございました。次年度も引き続きご協力をお願いします。

## 口蹄疫の発生状況等について

近年、多くの近隣諸国において口蹄疫の発生が相次いでおり、依然として国内へのウイルスの侵入リスクが高い状況にあります。

発生を予防するため、消毒の徹底や家畜の健康観察等の飼養衛生管理基準を徹底し、以下のような疑わしい症状がみられた場合には、直ちに当所に通報をお願いします。



**疑わしい症状は直ちに通報を!**

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱(水ぶくれ)**ができるのが特徴です。

～牛の症状～



上顎口唇潰瘍



水疱が破れている

～豚の症状～





接種3日目



接種4日目

多数の水疱病変を確認

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけた次第、直ちに獣医師や最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

牛では、1頭のみに着目せず、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に広がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要です。

## 令和元年度管内の抗菌性物質等の残留事故について

令和元年度、管内では2月末現在、生乳で 12 件の事故が発生しており、発生件数は昨年と同様に推移しています。事故原因が分かっている事故のうち7件が識別の見落としによるものでした。残留事故を発生させないために、搾乳作業後にもう一度、「生乳廃棄した牛を確認できる体制」をつくってください。

(例) 治療牛リストを作成する

治療牛ごとに生乳をバケツにうつし、搾乳作業終了後に廃棄頭数(バケツの数)を確認する、など・・・

## 安全・安心な畜産物の生産・流通のためのご協力お願い

令和元年 11 月に生物学的製剤(ワクチン)接種後 20 日以内の牛が道内のと畜場に出荷され、かつ、当該畜のと畜検査申請時に当該投与歴が申告されなかった事案が発生しました。十勝管内では過去 5 年間毎年、使用基準が定められた動物用医薬品を投与された牛が出荷禁止期間内にと畜場に出荷される事案が発生しています。

と畜検査申請時に投与歴が正しく申告されていれば、未然に防ぐことができる事例もあるので、出荷時には次の点について周知及び生産者への指導をお願いします。

## 出荷前の注意点

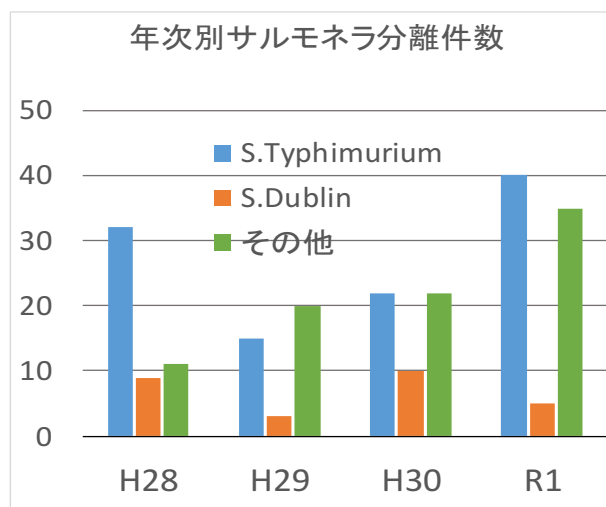
- ・農場から家畜を出荷する際は、当該畜の投薬歴を確認し、出荷禁止期間内でないことを確認
- ・と畜検査申請書において、牛は概ね直近3カ月、牛以外は概ね直近2カ月の病歴及び投薬歴を重点的に記載 ※ない場合はその旨を記載
- ・生物学的製剤(ワクチンやツベルクリン等)接種後 20 日以内の家畜のと畜場への出荷を控える

安全・安心な畜産物の生産・流通のためにご協力をお願いします

### サルモネラ症に注意！

サルモネラは夏から秋に多発する傾向があり、昨年は監視伝染病のサルモネラ・ティフィムリウムやダブリンに加え、その他のサルモネラも多く発生しました。例年、冬から春にかけても散発的に発生しており、四季を通じて油断できません。

サルモネラは野鳥や野生動物を含む感染した動物の糞便や、汚染された飼料・環境から経口的に感染します。次のような症状が認められた場合は、直ちに獣医師の診察を受け、病性鑑定を依頼してください。



サルモネラを疑う症状！

- ◆ **40℃以上の発熱**
- ◆ **悪臭を伴う水様下痢**
- ◆ **子牛の死亡など**

(他にも風邪のような症状や、流産にも要注意！)

また、侵入防止のため、次の対策を実施しましょう。

### サルモネラの侵入を防ぐために

- ◆ 車両の出入口に、石灰帯の設置などの消毒設備を設置
  - ◆ 関係者以外の立ち入り制限
  - ◆ 畜舎の出入口に洗浄・消毒設備を置き、靴や手指を消毒
  - ◆ 牛舎、器具などをこまめに清掃・洗浄・消毒(特に、飼槽や水槽)
  - ◆ キツネ、ネズミ、カラス、ハト、スズメ等、野生動物の牛舎内侵入防止
  - ◆ 導入牛のサルモネラ検査を実施し、3週間以上隔離飼養して健康を確認
  - ◆ サルモネラ症を疑う場合は直ちに獣医師の診察を受け、指導を求める
- 飼養衛生管理基準を遵守し、疾病の発生を予防しましょう！**

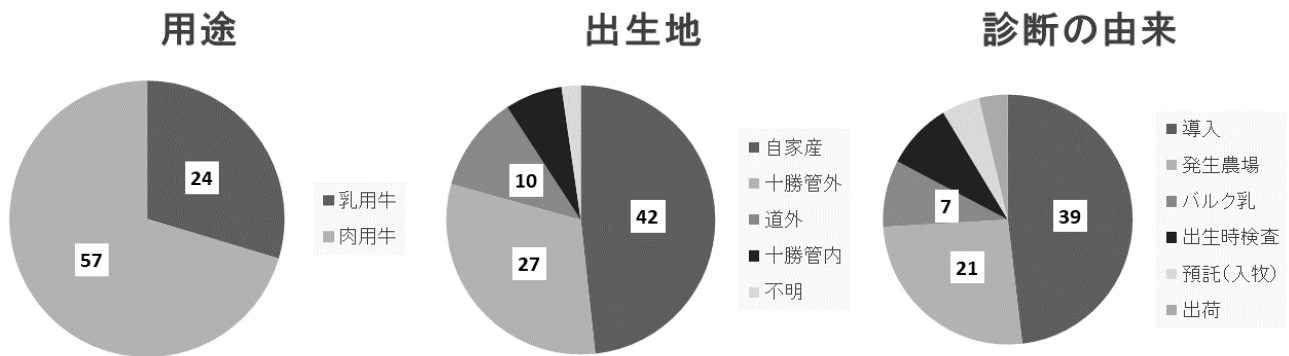


## 牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)の発生状況について

平成31年次、十勝管内では真症81頭(22戸)、疑症6頭(2戸)のBVD-MDの発生がありました。真症の81頭のうち、肉用牛(ホル雄含む)が57頭と約7割を占めています。出生地は半数以上が自家産牛ですが、次いで管外からの導入牛で多く発生しました。平成27年から実施している本病の清浄化対策以後、自家産牛の割合は減少し、導入牛の割合は増加しています。

感染牛診断の由来としては導入牛検査による摘発が最も多く、次いで発生農場における同居牛検査となっています。

令和元年に当所で解析を行ったBVDウイルス46株の遺伝子型は1型が39株(84.8%)、2型は7株(15.2%)の割合で、近年は1型が多く検出されています。



## 令和元年度日射病・熱射病の発生状況について

当所では、毎年6月1日から9月30日まで日射病・熱射病の発生状況を調査しています。

令和元年度の発生状況(発症頭羽数)

	乳用牛	肉用牛	馬	採卵鶏	肉用鶏
5月下旬	2	1		1325	0
7月下旬	4			426	5000
8月上旬	18	3	1	148	115

令和元年(2019年)5月は1961年の統計開始以来、全国の観測点のうち半数以上で5月の日最高気温が1位を記録するなど、北日本を中心に記録的な高温となりました。帯広市では5~8月で30度以上の日数が17日となり、暑い日が続きました。

鶏における発生は5月下旬及び7月下旬に多くみられました。また、牛における発生は8月上旬に集中しました。日中の最高気温が30℃以上になる場合は暑熱対策が必要と考えられます。

毎年、同じ畜舎で発生する場合は、畜舎へのすだれ・遮光ネット・庇の設置など、日射しを防ぐ工夫を考えましょう。



～調査・報告に御協力いただき、ありがとうございました。～

## BSE検査実施状況

1月末現在、東部 BSE 検査室 1,333 頭、西部 BSE 検査室 1,491 頭、合計 2,824 頭の死亡牛の検査を実施し、全頭陰性を確認しています。2019 年 4 月から検査対象牛が変更になり、昨年度までの 48 カ月齢以上から、96 カ月齢以上と 48 カ月齢以上の起立不能牛になったことから、昨年度同時期と比較し、26.4%に減少しています。検査牛の内訳は、特定症状 13 頭、96 カ月齢以上 1,697 頭、48 カ月齢以上起立不能 1,114 頭となっています。

○獣医師の皆さまへ

検査対象牛が変更になりこれまでの月齢区分だけでなく、起立不能牛が加わりました。そのため、検査対象牛の確認に獣医師の発行する死亡獣畜処理指示書が重要ですが、記載内容が不十分、不適切なものが多く見られ、死亡牛の集荷業者や処理業者での確認が困難な場合があり、検査対象牛にもかかわらず検査できず処理された事例も出ています。

次にいくつか記載不備の内容の例を挙げましたので、今後の参考にしていただき、あらためて適切な指示書の記載をお願いします。

- 1 生年月日の誤記
- 2 特定臨床症状有無、BSE 検査要否欄の未記載、誤記
- 3 すべての起立不能牛を検査対象牛と記載

歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病(乳熱、ダウナー症候群、低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、神経麻痺等)が対象で、骨折、関節炎等一般疾病による起立不能等は検査対象としていません。

- 4 病名を複数記載

検査対象病名と対象外の病名が併記され判断できない例があります。

- 5 病名変更

処理業者に提出した指示書の病名を後で変更する例があり、検査対象牛が検査対象外になる例もありますが、検査対象外が検査対象となる例もあり、検査できずに処理してしまう恐れがあります。変更の場合は直ちに処理業者、BSE 検査室に連絡願います。

## 連絡先

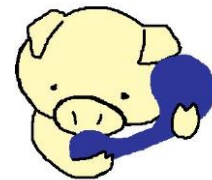
北海道十勝家畜保健衛生所

〒089-1182

帯広市川西町基線 59 番地6

TEL:0155-59-2021 FAX:0155-59-2571

【夜間・休日】TEL:0155-26-9005 (十勝総合振興局)



東部 BSE 検査室

〒089-1372 中札内村元札内東 2 線 51 番地4

TEL:0155-63-6338 FAX:0155-63-6339

西部 BSE 検査室

〒081-0035 新得町字上佐幌西3線 49

TEL:0156-64-0050 FAX:0156-64-0051